

義援金受付団体受付分の配分について

社福第1011号

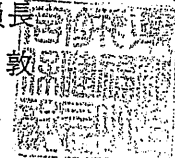
平成24年1月23日

各市町村長 殿

(災害義援金担当扱い)

宮城県災害義援金配分委員会委員長

宮城県保健福祉部長 岡部 敦



東日本大震災災害義援金（義援金受付団体分）の第三次配分基準について（通知）

このことについて、平成24年1月19日に開催された「第4回宮城県災害義援金配分委員会」において、下記のとおり決定されましたので、被災者に対し遅滞なく配分されますようお願いいたします。

記

1. 義援金受付団体分の第三次配分について

(1) 第一次及び第二次配分額に以下のとおり上乗せを行う。

(単位：万円)

支給対象	単位	義援金受付団体配分額				県配分額			合計	
		第1次	第2次	第3次	小計	第1次	第2次	小計		
人的被害	死亡・ 行方不明者	人	35	50	10	95	15	—	15	110
	災害障害見舞金 支給対象者	人	—	—	10	10	10	—	10	20
住家被害	全壊	世帯	35	50	—	85	10	5	15	100
	大規模半壊	世帯	18	47	—	65	7	3	10	75
	半壊	世帯	18	27	—	45	2	3	5	50
母子・父子世帯	世帯	—	—	10	10	—	20	20	30	
高齢者・障害者施設 入所者等	人	—	—	10	10	—	10	10	20	

(2) 新たな配分項目として、以下のとおり設定する。

(単位：万円)

配分項目	要件及び支給対象者	被害区分	配分額
半壊以上の津波浸水区域内の住家 ※津波浸水区域とは、国土交通省国土地理院公表の津波浸水概況図を参考に市町村が決定したものとする。	東日本大震災により、津波・浸水等で半壊以上の被害を受けた住家の世帯主	全壊	20
		大規模半壊	10
		半壊	5
※加算項目			
うち、応急仮設住宅(プレハブ住宅・民間賃貸住宅借上げ)の未利用世帯	大規模半壊以上の被害を受けた住家の世帯主	—	10

※設定理由

津波及び浸水により被害を受けた世帯においては、家屋や家財の流失など甚大な被害による著しい財産の損失があったことから、住家損壊の程度に応じ、重点的に支援を行うものである。

また、応急仮設住宅未利用世帯については、津波等により、家財等への被害があったにも関わらず、応急仮設住宅へ入居すれば受けられる生活家電6点セットなどの支援の対象外であり、応急修理制度の公的支援等を受けながらも自力で住宅及び生活再建を行っていることを考慮して、加算することとしたもの。

(参考)

○上記(1)及び(2)を実施した場合の配分額の一覧

(単位：万円)

支給対象		単位	義援金受付団体配分額				県配分額			合計
			第1次	第2次	第3次	小計	第1次	第2次	小計	
人的被害	死亡・ 行方不明者	人	35	50	10	95	15	—	15	110
	災害障害見舞金支給 対象者	人	—	—	10	10	10	—	10	20
住家被害	全壊	世帯	35	50	—	85	10	5	15	100
	大規模半壊	世帯	18	47	—	65	7	3	10	75
	半壊	世帯	18	27	—	45	2	3	5	50
おける津波浸水区域に 住家被害	全壊	世帯	—	—	20	20	—	—	—	20
	大規模半壊	世帯	—	—	10	10	—	—	—	10
	半壊	世帯	—	—	5	5	—	—	—	5
	仮設住宅未利用世帯 (加算) ※大規模半壊以上	世帯	—	—	10	10	—	—	—	10
震災孤児	人	—	—	—	—	50	—	—	50	
母子・父子世帯	世帯	—	—	10	10	—	20	20	30	
高齢者・障害者施設入所者 等	人	—	—	10	10	—	10	10	20	